

分担研究報告書

感染症関連国際文書の交渉プロセス・法整備・法運用の考察と検証
研究分担者 鈴木 淳一（獨協大学法学部）

研究要旨

世界保健機関の総会は 2025 年 5 月 20 日に WHO パンデミック協定（以下「パンデミック協定」）を作成した。ただし同協定を「署名のために開放する」ための前提条件として、「（パンデミック）協定第 12 条 2 項に規定される附属書(PABS 文書)」を WHO 総会で採択することを求めている（第 31 条 2 項）。パンデミック協定の附属書である PABS 文書に関する規定をどのように定めるかは、現在行われている当該文書の交渉にゆだねられている。本稿執筆時(2026 年 3 月末現在)で、PABS 文書をめぐっては、グローバル・ノースとグローバル・サウスとの間で、特に利益配分をめぐって主張が厳しく対立している状況である。

PABS 文書の交渉においては、いかなる ABS 制度が導入され、それがどのような規範として実現し、運用されていくのか注目される。

A. 研究目的

本研究は、世界保健機関(WHO)を中心に検討が進んでいる国際保健規則(IHR)の強化とパンデミックに関する新しい国際文書に関して国際法学の見地から交渉のプロセス・法整備・法運用の考察と検証を行うことを目的とする。

B. 研究方法

公開資料に基づき分析をし、それをもとに考察を行った。

（倫理面への配慮）

実験は行っておらず、人権への配慮を要する研究手法をとっておらず、また、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の範囲内ではないため、該当事項はない。

C. 研究結果

パンデミック協定の附属書である PABS 文書に関する規定をどのように定めるかは、現在行われている当該文書の交渉にゆだねられている。本稿執筆時(2026 年 3 月末現在)で、PABS 文書をめぐっては、グローバル・ノースとグローバル・サウスとの間で、特に利益配分をめぐって主張が厳しく対立している状況である。

PABS 文書の交渉においては、いかなる ABS 制度が導入され、それがどのような規範として実

現し、運用されていくのか注目される。

D. 考察

はじめに

世界保健機関の総会は 2025 年 5 月 20 日に WHO パンデミック協定（以下「パンデミック協定」）を採択した¹。ただし同協定を「署名のために開放する」ための前提条件として、「（パンデミック）協定第 12 条 2 項に規定される附属書(PABS 文書)」を WHO 総会で採択することを求めている（第 31 条 2 項）。もし附属書の PABS 文書が成立しなければ、パンデミック協定は署名に開放されないままとなる。それゆえ PABS 文書は、パンデミック協定作成の不可避の手順を構成する。

PABS 文書については、2026 年 3 月末現在、パンデミック協定に関する政府間作業部会(Intergovernmental Working Group on the WHO Pandemic Agreement: IGWG)で交渉を継続中である²。本報告書は、同交渉に資するため、国際保健の観点から ABS 制度について整理することを目的とする。なお本稿では国際保健に関する ABS 制度を比較した全体像を示すことを主眼とする。

¹ World Health Assembly, Resolution WHA78.1 (20 May 2025), Annex (WHO Pandemic Agreement) [hereinafter Pandemic Agreement].

² パンデミック協定に関する政府間作業部会の活動については次のホームページを参照。World

Health Organization, “Intergovernmental Working Group on the WHO Pandemic Agreement”, available at <https://www.who.int/about/governance/world-health-assembly/intergovernmental-working-group-on-the-who-pandemic-agreement>

1 ABS 制度の意義

PABS 文書は、PABS 病原体及び遺伝子配列情報に関する「アクセスおよび利益配分 (Access and Benefit Sharing)」制度 (以下「ABS 制度」) の一つである³。ここで ABS とは、遺伝資源等 (病原体等(pathogen)を含む) について、①提供者・提供国が当該資源へのアクセス及びその利用を認めることと引き換えに、②利用者・利用国がその利用から生じる利益を、公正かつ衡平に、金銭的および非金銭的な形で提供者・提供国に配分する制度である⁵。

ABS 制度は、多くの条約に導入されている。これまで ABS 制度が導入された文書としては、「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)(CBD)」⁶、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する

国際条約(ITPGRFA)」⁷、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (名古屋議定書)」⁸、「パンデミック・インフルエンザ事前対策フレームワーク(PIP フレームワーク)」⁹、海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(BBNJ 協定)¹⁰、パンデミック協定¹¹などがあり、複数の法領域にわたる。

ABS 制度の特徴は、アクセスと利益配分の結合にある。すなわち、ABS 制度は、①遺伝資源等の提供者が遺伝資源等に関する情報を共有し、利用者が遺伝資源等にアクセスして利用するアクセスのルールと、②製品が生み出した利益を、遺伝資源

³ ABS については、たとえば以下の文献を参照。Frederick M. Abbott, *An International Legal Framework for the Sharing of Pathogens: Issues and Challenges*, ICTSD Programme on Intellectual Property Rights and Sustainable Development, No. 30, (2010), *reprinted in Global Health Law*, Volume II (Gian Luca Burci ed., 2016), pp. 543-588; *Access and Benefit Sharing of Genetic Resources, Information and Traditional Knowledge* (Charles Lawson, Michelle Rourke and Fran Humphries eds., 2023) [*hereinafter* Lawson, Rourke & Humphries].

⁴ ABS 制度を規定する既存の制度では、その対象について、統一した概念を用いていない。特に resources や material という用語について、規範毎に概念も訳語も異なっている

生物多様性条約及び名古屋議定書では、①遺伝資源(genetic resources)について、現実の物又は潜在的な価値を有する遺伝素材 (genetic material) をいう (生物多様性条約第 2 条)。②遺伝素材とは遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。ITPGRFA でも遺伝素材と表現している。

これに対して PIP フレームワークは「PIP 生物材料(PIP biological materials)」という独自の概念を採用し、生物多様性条約・名古屋議定書等の遺伝資源概念とは異なる枠組みを構築している。

BBNJ 協定の ABS 制度では、海洋生物遺伝資源(Marine Genetic Resources; MGRs)に加えて、海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報が対象となっている。

パンデミック協定では、PABS 制度の対象を、パンデミックの可能性を有する病原体の「PABS 物質及び配列情報(PABS Materials and Sequence Information)」とする。

本稿では、各制度における対象概念の差異を踏

まえつつ、分析上の便宜のため、有体の遺伝素材とそれに関する遺伝情報 (DSI を含む) を包括する概念として「遺伝資源等」という語を用いる。なお遺伝資源等には、病原体等を含む。

⁵ Charles Lawson, Fran Humphries and Michelle Rourke, “Finding Solutions to the Intractable ABS Problems”, in Lawson, Rourke & Humphries, *supra* note 3, p.1.

⁶ Convention on Biological Diversity (1992), 1760 U.N.T.S. 79. 生物多様性条約については、後述 3-4 (B) 及び 5-2 を参照。

⁷ International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (2001), 2400 U.N.T.S. 303. ITPGRFA については、後述 5-3 (A) を参照。

⁸ Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity (2010), 3008 U.N.T.S. 3 [*hereinafter* Nagoya Protocol]. 名古屋議定書については、後述 3-4 (C) 及び 5-2 を参照。

⁹ World Health Assembly, Resolution WHA64.5 (24 May 2011), Annex (Pandemic Influenza Preparedness Framework for the sharing of influenza viruses and access to vaccines and other benefits) [*hereinafter* PIP Framework]. PIP フレームワークについては、後述 3-5 及び 5-3 (B) を参照。

¹⁰ Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction, UN Doc. A/CONF.232/2023/4 (19 June 2023).

¹¹ Pandemic Agreement, *supra* note 1. パンデミック協定については、後述 3-7 及び 6 を参照。

等の提供者・提供国に衡平に還元する利益配分のルールに関係している¹²。

2 国際保健における ABS 制度の特徴

2-1 病原体等の共有と保健分野における ABS 制度の特殊性

国際保健の分野では、遺伝資源等(病原体等を含む)の情報によって、対応策を特定することができるため、疾病の特定は重要であり、検疫と疾病の情報提供と共有は 19 世紀以来の国際社会の課題であった。今日でも病原体等について特定し共有することは、世界規模のパンデミックに対応するために重要性を増している。病原体等は診断薬・治療薬・ワクチン(vaccine, therapeutic, diagnostic: VTD)等の製造の前提となる。ただし、この点から、逆に病原体等が財産として価値を有するようになった。

他方で、感染症対応を想定した保健の特定分野においては、病原体等の共有について、他の分野とは異なる状況が存在する。すなわち、①感染症は急速に感染拡大することがあるため、感染症対応の観点から病原体等の迅速な情報共有が求められる。感染症のパンデミックが発生してから病原体等へのアクセスや利用に関する契約書等を作成するとすると、対応が遅れる可能性がある¹³。②感染症の性質によっては、国境などの人為的境界を簡単に越えて感染が拡大することがあるため、(鉱物資源のような天然資源とは異なり)病原体等を特定国

家による排他的な管理を前提とすることが困難となる場合がある¹⁴。③ABS 制度を規律している規範は、生物多様性、知的財産、国際保健などの複数の法領域にまたがり、それを規律する規範も国際法に限らず国内法や法的文書(契約)など多様となっている¹⁵。それゆえ法領域や国家によって扱いが異なり、統一的な予測可能性を欠く状況が生じている(規範の断片化(fragmentation))。このような不確実性は、国際協力の障害となるのみならず、研究開発活動にも影響を及ぼし得ると指摘されている¹⁶。④保健分野での病原体等の共有は、有体である検体が対象とされてきた。しかし、今日の技術進歩により、有体の検体がなくとも、ゲノム解析から得られる塩基配列データ等の「デジタル配列情報」

(Digital Sequence Information: DSI) だけでワクチン等の製造が可能となっている。そのため ABS 制度を構築するにあたり、その対象を有体の検体に限らず、DSI を含む無体の情報にまで拡大することが求められている¹⁷。

2-2 ABS 制度の対象の法的分類

遺伝資源等を天然資源の一部として理解する場合、天然資源に関する法的分類が参考となる¹⁸。すなわち、遺伝資源等を無主物・共有物・公共物とするかで議論が分かれる。

遺伝資源等を広い意味で天然資源と捉えるならば、この問題は、天然資源を法的にいかに位置づけるかという課題の一部として理解できる。国際法史の観点から見ると、天然資源をめぐる問題は、とりわけ海洋、植民地支配、そして資源そのものをめぐって争われてきた¹⁹。これまでの学説

¹² 後述 4 を参照。

¹³ たとえば Eccleston-Turner と Rourke は、国際保健の緊急時において、既存の ABS 制度が公衆保健上の目的を十分に達成した例は乏しく、利益配分の実効性にも疑問があると指摘している。Mark Eccleston-Turner & Michelle Rourke, “Pathogen Sharing: Balancing Access to Pathogen Samples with Equitable Access to Medicines”, in *Global Health Law & Policy: ensuring Justice for a Healthier World* (Lawrence Gostin & Benjamin Mason eds., 2023), pp.423-446, 434.

¹⁴ Abbott, *supra* note 3, pp.4-5. また Eccleston-Turner と Rourke は、2020 年の COVID-19 のパンデミックにおいて、感染が急速に拡大したため、病原体への ABS 制度による対応はなされなかったとし、ABS 制度は特定の条件の下でのみ機能し得るものであり、パンデミックを含む危機状況では、その適用可能性が限定されることを指摘する。Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note

13, p.439.

¹⁵ 後述 4-2 を参照。

¹⁶ Gian Luca Burci, “Global health law: present and future”, in *Research Handbook on Global Health Law* (Gian Luca Burci & Brigit Toebes eds., 2018), pp.486-528, 493, 511, 516.

¹⁷ 高倉成男「遺伝資源とデジタル配列情報」独立行政法人経済産業研究所(2020 年 6 月 24 日掲載)、available at https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0603.html

¹⁸ 天然資源に関する国際法については、たとえば次の文献を参照。

Research Handbook on International Law and Natural Resources (Elisa Morgera & Kati Kulovesi eds., 2016) [hereinafter Morgera & Kulovesi].

¹⁹ たとえばグロティウスとセルデンの海洋自由をめぐる論争が有名である。また国家管轄権を越える海底における海洋生物資源についても同様の議

をまとめれば、①天然資源を無主物(res nullius)とし、排他的な取得または占有の対象となり、占有によって私的財産(res private)とすることができるという考え方、②天然資源は共有物(res communis)であっても、自由な利用が保障されるべきという考え方(ただし、共有物であるとしても、その一部が実際に占有可能であり、共通利用を侵害しない範囲では、占有(occupation)によって私的財(res private)的な状態となる)²⁰、③天然資源を公共物(res publica)であるとし、公的機関が統治するべきものとする考え方などがある²¹。

以上のような天然資源に関する類型が病原体等にも適用し得るものとして検討されており、①病原体等を国際社会の共有物(res communis)またはパブリック・ドメイン(public domain)であるとし、自由にアクセス・利用ができるとする立場、②病原体等は、天然資源に対する国家による排他的な恒久主権の対象であるとする立場、③病原体等を公共的に管理されるべき資源と捉える立場などが示される²²。①はグローバル・ノースが伝統的にとってきた立場であり、②又は③はグローバル・サウスが支持してきた立場である。

3 国際保健における ABS 制度の歴史的展開

3-1 世界保健機関と IHR における病原体等の共有

世界保健機関(WHO)憲章は、加盟国に対し「保健総会が決定した方法によって、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない」(第64条)とし、また「理事会の要請があったときは、保健に関する可能な追加情報を伝達しなければな

らない」(第65条)とする。これらの規定は、WHO が当事国に対し特定の病原体等を組織に提供することを指示することを認めると解釈され得る²³。

2005年に改正されたWHO国際保健規則

(IHR)はCOVID-19のパンデミックを受けて2024年に改正された²⁴。同規則は当事国に対して国際的に懸念される公衆保健上の緊急事態を構成し得る事象に関する情報を提供する義務を課している(第6条)。しかし同規則は病原体等を共有することを特に義務付けているものではないと解釈できる²⁵(もちろん当事国が病原体等を自主的に提供することを禁止するものではない)。

学説の中には、疾病の国際的拡散に対する予防及び対応を約束するIHRの義務の中に、病原体等を共有する義務が暗黙に含まれていると解釈できるとする立場もある²⁶。もっとも仮にIHRが当事国に対して病原体等のWHOへの提供義務を潜在的に課していると解釈したとしても、IHRは検体等の取り扱いに関する詳細な方法論を具体的に定めておらず、当事国の権利(公的・私的主体を含む)といった問題にも言及していない²⁷。

それゆえWHO憲章およびIHRの一連の規定は、WHOが当事国に対して病原体等の自主的な提供を指示し得る余地を排除するものではないが、現実の運用では、当事国が協力して提供するか否かは、個々の国家の判断に委ねられている²⁸。

3-2 グローバル・インフルエンザ監視ネットワーク(GISN)

病原体物質を含む病原体等の提供については、条約や規則によらず、非公式に発展してきた。WHOの初期の病原体等の共有制度は、グローバ

論がある。たとえば以下の文献を参照。Charlotte Salpin, "Marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction: Soul searching and the art of balance" in Morgera & Kulovesi, *supra* note 18, pp.411-431.

²⁰ Lauterpacht, *Private Law Analogies in International Law* (1927), p.108.

²¹ Richard Barnes, *Property Rights and Natural Resources* (2009), pp.171, 181-182. Lawson は、天然資源の扱いについて、①res nullius(無主物)、②res communis(共有物)、③一定の配慮のもとでの自由利用(freedom)の類型を示している(これらは資源の帰属・利用形態に関する一般的整理である)。Charles Lawson, *Regulating Genetic Resources: Access and Benefit Sharing in International Law* (2012), pp.4-6.

²² Abbott, *supra* note 3, pp.4-7; Lawson, *supra*

note 21, pp.4-7.

²³ Abbott, *supra* note 3, p.9.

²⁴ World Health Assembly, Resolution WHA77.17(1 June 2024), Annex (Amendments to The International Health Regulations (2005)).

²⁵ Abbott, *supra* note 3, p.9.

Michelle F Rourke, "Restricting Access to Pathogen Samples and Epidemiological Data: A Not-So-Brief History of "Viral Sovereignty" and the Mark It Left on the World", *Infectious Diseases in the New Millennium* (2020), vol.82, pp.167-191, 177, footnote 66.

²⁶ Abbott, *supra* note 3, p.9.

²⁷ *Ibid.*

²⁸ *Ibid.*

ル・インフルエンザ監視ネットワーク(Global Influenza Surveillance Network: GISN) (現在の GISRS の前身²⁹⁾) であり、同制度は 1952 年から存在しており³⁰、同制度を通じてウイルス共有慣行は数十年にわたり非公式に実施されてきた³¹。

GISN の下では、病原体等は「共有物 (res communis)」とされ、自由なアクセスが認められていたと理解される³²。

3-3 天然資源に対する恒久主権の概念の成立

第二次世界大戦後、それまで欧米の植民地とされてきた地域の多くは独立国家となり³³、新たに独立して国家主権を獲得した新興諸国は、自己決定と経済発展の手段として、天然資源に対する恒久的な主権を主張し、その結果、「新国際経済秩序 (New International Economic Order: NIEO)」を提唱する一連の国連決議が採択された³⁴。

天然資源に対する恒久主権の概念は、それまで無主物又は共有物として自由な取得や利用が認められてきた天然資源について、国家主権に基づく占有を認めたものであった。

従来共有物とされてきた天然資源が生み出した成果について、先進国が独占するべきではなく、

資源の産出国も恩恵に与える権利があるとされた。Morgera は NIEO によって諸国家間に衡平 (equity) 概念が表明されたとする³⁵。

3-4 生物多様性条約と名古屋議定書：天然資源に対する恒久主権概念の遺伝資源等への拡張

(A) 概要

天然資源に対する恒久主権の主張は、遺伝資源 (genetic resources) 等にも拡大された。1980 年代後半になると遺伝子のコードを解析することが科学的に可能となったため、生物資源は「遺伝資源」として価値を高めた³⁶。遺伝資源がその価値を高めたため、それらが「グリーン・ゴールド (green gold)」となる可能性がでてきたことにより、低・中所得国から、自国の生物資源を先進国が対価を支払うことなく利用することは「バイオパイラシー (biopiracy)」にあたるとして批判がなされた³⁷。

(B) 生物多様性条約

遺伝資源等に対する主権的権利に関する問題意識の高まりから、1992 年に「生物の多様性に関する条約 (生物多様性条約) (CBD)」が作成された³⁸。同条約では、①生物の多様性の保全が、人類

²⁹ GISRS については、後述 3-5 を参照。

³⁰ GISN については、たとえば以下の文献を参照。Yves Beigbeder, *The World Health Organization* (2018), p.39; Kelley Lee, *Historical dictionary of the World Health Organization* (2013), p. 163; Arnold S. Monto, *Reflections on The Global Influenza Surveillance and Response System (GISRS) at 65 Years: An Expanding Framework for Influenza Detection, Prevention and Control, Influenza and other respiratory viruses*, Vol. 12,1 (2018), pp. 10-12; Michelle F. Rourke, "Access by Design, Benefits if Convenient: A Closer Look at the Pandemic Influenza Preparedness Framework's Standard Material Transfer Agreements", *Milbank Quarterly*, Vol. 97, No. 1 (2019), p. 93.

³¹ Rourke, *supra* note 30, p. 94.

³² 西村智朗「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書——その内容と課題——」立命館法学 2010 年 5・6 号 (333・334 号) 1105 (2565) -1133(2593)頁、1108 (2568)頁。共有物概念については、前述 2-2 を参照。

³³ その成果の一部は、植民地独立付与宣言である。General Assembly Resolution 1514 (XV) (14 December 1960)。

³⁴ たとえば、①天然資源に対する恒久主権に関する決議 (General Assembly Resolution 1803

(XVII) (14 December 1962))、②新国際経済秩序樹立宣言 (General Assembly Resolution 3201 (S-VI) (1 May 1974))、③国の経済的権利義務憲章 (General Assembly Resolution 3281 (XXIX) (12 December 1974))などがある。See also Lawson, *supra* note 21, pp.8-11; Elisa Morgera, *Fair and Equitable Benefit-sharing in International Law* (2024), pp.14-15.

³⁵ Morgera, *supra* note 34, p.15.

³⁶ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, pp.425-426.

See also Lawson, *supra* note 21, pp.8-11.

³⁷ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, pp. 425-426.

See also Lawson, *supra* note 21, pp.8-11.

³⁸ Convention on Biological Diversity, *supra* note 6.

生物多様性条約については多数の文献が存在するが、たとえば次を参照。

Claudio Chiarolla, "Genetic resources" in Morgera & Kulovesi, *supra* note 18, pp. 218-239, 222-225; Sam F. Halabi, "Access and Benefit Sharing in a Pandemic Treaty and Future International Public Health Agreements", in Lawson, Rourke & Humphries, *supra* note 3, pp.37-49,39-40.

の共通の関心事項(common concern of humankind)であるとし(前文)、②諸国が自国の生物資源について主権的権利を有することを確認して(前文、第3条)³⁹、③同条約で遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関するABS制度を導入した(第1条、第15条)⁴⁰。

生物多様性条約は、生物多様性の保全を「人類の共通の関心事項」とし、同時に生物資源を各国の主権下にあるとした(生物多様性条約前文)⁴¹。また同条約は、ABS制度の中核的な条文として、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」を定めている(第15条7項)。さらに同条約は天然資源に対する国家の主権的権利を確認し、遺伝資源へのアクセスを決定する権限が各国政府に属しており、国内法の規律に服することを明確にした(第15条1項)。

生物多様性条約は、生物資源を「人類の共通の関心事項」であるとしたことから(前文)、「人類の共同遺産(common heritage of mankind)」ではないとされ、その結果として「人類の共有物(res communis)」とも異なる法的性質を有するものと理解される⁴²。生物多様性条約において遺伝資源は、国際的には各国の主権的権利の下で管理される資源であると位置付けられている。ただし、これは国家への所有権の帰属を意味するものではない。また、国内的な帰属形態については各国の法制度に委ねられており、必ずしも国家の公共物(res publica)と一概に位置付けることはできない。

生物多様性条約は基本原則として天然資源に対する主権を中核としており、そこで導入されたABS制度は事前の同意(PIC)および相互に合意

された条件(MAT)に基づく仕組みであり(第15条4項、5項、7項)、個別の提供者と利用者の関係を前提とする点で、二国間性格を有する⁴³。

(C) 名古屋議定書

2010年に作成された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(名古屋議定書)」⁴⁴は生物多様性条約が導入したABS制度を具体的に規定した。名古屋議定書は、生物多様性条約の第15条(遺伝資源へのアクセス)を具体化し、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた。

3-5 パンデミック・インフルエンザ事前対策フレームワーク(PIPフレームワーク)と世界インフルエンザ監視対応システム(GISRS)

1992年の生物多様性条約によって国際的なABS制度が導入されたにもかかわらず、保健分野では迅速かつ多国間的な病原体等の共有が不可欠であったため、世界保健機関(WHO)を含む多くの機関での科学研究や開発のための病原体等の交換は、10年以上にわたり非公式なまま従来の形で継続された⁴⁵。

しかし2006年にインドネシアのシティ・ファディラ・スパリ保健大臣(Dr. Siti Fadilah Supari)は、インドネシアがWHOとのインフルエンザ・ウイルス検体の共有を中止すると表明し、その後インドネシアは実際に共有を差し控える措置をとった⁴⁶。彼女は、このような非公式な病原体の検

³⁹ Todd Berry, "The CBD's Term 'Sovereign Right(s)' Does Not Necessarily Mean Sovereignty", in Lawson, Rourke & Humphries, *supra* note 3, pp.13-24, 17-18.

⁴⁰ *Ibid.*, pp.18-19.

⁴¹ Mark Eccleston-Turner & Michelle Rourke, "Common Heritage or Sovereign Resource?", in Lawson, Rourke & Humphries, *supra* note 3, pp.25-36, pp.26-27.

香坂玲、本田悠介「生物多様性条約における遺伝資源の利益配分と知的財産権をめぐる議論の交錯」『日本知財学会誌』第5巻4号(2009)3-13頁。

Chiarolla, *supra* note 38, p. 222.

⁴² Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 41, pp.26-27.

⁴³ Burci, *supra* note 16, p. 500.

⁴⁴ Nagoya Protocol, *supra* note 8.

名古屋議定書については多くの文献が存在するが、たとえば次を参照。

Chiarolla, *supra* note 38, pp. 218-240, 225-228;

The 2010 Nagoya Protocol on Access and Benefit-Sharing in Perspective: Implications for International Law and Implementation Challenges (Elisa Morgera, Matthias Buck, & Elsa Tsioumani eds., 2013).

また次も参照。バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題』(信山社、2011年)。西村・前掲注(32) 1105 (2565) - 1133(2593)頁。

⁴⁵ Burci, *supra* note 16, pp. 511, 499; Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p. 427.

⁴⁶ Burci, *supra* note 16, p.499; Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p. 427; Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 41, pp.29-30; David P. Fidler, "Indonesia's Decision to Withhold Influenza Virus Samples from the World Health Organization: Implications for International Law", ASIL Insights (28 February 2007), available at

体の共有は生物多様性条約に合致せず、開発途上国にとって不公平(unfair)であると主張した⁴⁷。

2010年に名古屋議定書が作成されたことで⁴⁸、生物多様性条約が導入したABS制度が一層実効性を増すことが予想された。2011年にWHOは、同憲章第23条に基づく拘束力のない勧告として、パンデミック・インフルエンザを対象とした「パンデミック・インフルエンザ事前対策フレームワーク(PIPフレームワーク)」⁴⁹を採択し、国際保健の分野でABS制度の発想を導入した⁵⁰。

PIPフレームワークでは、GISN⁵¹は世界インフルエンザ監視対応システム(Global Influenza Surveillance and Response System)(GISRS)へと変更された。GISRSは、世界的なインフルエンザ監視およびパンデミック対応のための国際的ネットワークであり、PIPフレームワークは、このGISRSを基盤として、ヒトのパンデミックの可能性があるインフルエンザ・ウイルスの共有と、それに伴うワクチン等の利益共有を行う多国間的なABS制度を導入した(第2条)。ただしPIPフレームワークのABS制度は⁵²、その対象をパンデミック・インフルエンザ・ウイルスに限定し、季節性インフルエンザやその他の病原体には適用されない(第3.1条)⁵³。

PIPフレームワークがABS制度の対象をパンデミック・インフルエンザに限定することで、国際保健の分野にABS制度を導入したことは注目に値する。

もっともPIPフレームワークは病原体等を国際社会の共通遺産的に扱う従来のWHOの立場⁵⁴

と、遺伝資源等を国家の主権的資源として扱う生物多様性条約・名古屋議定書の立場⁵⁵との間に存在する根本的緊張関係を、完全に解消するものではない⁵⁶。またPIPフレームワークはパンデミック・インフルエンザ以外の病原体等については適用がされないため、それ以外の病原体について法的空白が存在するとの指摘がなされてきた⁵⁷。

3-6 エボラ出血熱対応に示された従来の枠組みの不十分さ

2014年に西アフリカでエボラ出血熱が流行し、WHOは国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)を宣言した⁵⁸。

同事象への対応を通じて、特にPIPフレームワークの対象以外について、共有のための統一的な国際的枠組みが十分に整備されていないことや、既存の法制度の適用関係に不明確さが存在することが指摘された⁵⁹。

エボラ危機への対応の反省から、IHRの検討委員会は、PIPフレームワークを他の病原体にも適用可能な一般的な情報共有枠組みのモデルとして活用することを提案した⁶⁰。またエボラ危機を受けて国連事務総長が招集したハイレベル・パネル(High level Panel on the Global Response to Health Crises)は、WHOに対してPIPフレームワークについて再交渉を行うことを勧告した。同交渉においては、①パンデミック・インフルエンザ以外の新興病原体(novel pathogens)を規範の対象とし、②当該規範は法的拘束力を有するものと

<https://www.asil.org/insights/volume/11/issue/4/indonesias-decision-withhold-influenza-virus-samples-world-health>; Lawrence O. Gostin, *Global Health Security* (2021), p.159.

⁴⁷ WHOの次のホームページで、スバリ保健大臣の主張が紹介されている。

WHO, "Indonesia to resume sharing H5N1 avian influenza virus samples following a WHO meeting in Jakarta" (27 March 2007), available at https://www.who.int/news/item/27-03-2007-indonesia-to-resume-sharing-h5n1-avian-influenza-virus-samples-following-a-who-meeting-in-jakarta?utm_source=chatgpt.com. Lawrence O. Gostin et al., "Virus Sharing, genetic sequencing, and global health security", *Science*, vol. 345, no.6202 (2014), 1295-1296.

⁴⁸ 前述3-4(C)を参照。

⁴⁹ PIP Framework, *supra* note 9.

PIPフレームワークについては、以下の文献を参照。Chiarolla, *supra* note 38, pp. 231-234; Lawrence O. Gostin & David P. Fidler, "WHO's Pandemic Influenza Preparedness Framework: A Milestone in Global Governance for Health",

JAMA, Vol 306, No.2 (13 July 2011), pp.200-201; Gostin, *supra* note 46, pp.158-171; Rourke, *supra* note 30, pp. 91-112.

⁵⁰ Burci, *supra* note 16, p.499.

⁵¹ GISNについては、前述3-2を参照。

⁵² 後述5-3(B)を参照。

⁵³ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p. 435.

⁵⁴ 前述3-2を参照。

⁵⁵ 前述3-4を参照。

⁵⁶ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 41, pp.30-31.

⁵⁷ *Ibid.*, pp.30-31.

⁵⁸ 2014年の西アフリカでのエボラ出血熱の流行と対応については、拙稿「(研究ノート)2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行への国際社会の対応——国際法の視点から——」獨協法学98号(2015年)140(横29)・103(横66)頁。

⁵⁹ Burci, *supra* note 16, p.500.

⁶⁰ A69/21(13 May 2016), Report of the Review Committee on the Role of the International Health Regulations, Annex, Recommendation 11, para. 11.3. See Burci, *supra* note 16, p.501.

し、③義務と利益の適切な均衡を図ることを見据えるとした。さらに、④2010年の生物多様性条約・名古屋議定書の原則に従って行うことを勧告した⁶¹。しかし、本勧告は、当時、実現されることはなかった⁶²。

3-7 COVID-19 への対応の反省とパンデミック協定での PABS 制度の導入

COVID-19 での経験を通じて、病原体等へのアクセスが速やかに行われたとは言えなかった⁶³。また、ワクチン等については、COVAX 等の枠組みを通じて提供・共有することが企図されたが、成果は限定的であった。それゆえワクチン等へのアクセスを含めて衡平なアクセスを実現するべきだとの批判がなされた⁶⁴。COVID-19 への対応の反省において、従来の ABS 制度の限界が重要な論点の一つとして浮上したといえる⁶⁵。

このような COVID-19 への反省のもとに、2025 年にパンデミック協定が作成された。それゆえパンデミック協定では、パンデミックを引き起こす可能性のある病原体及び遺伝子配列情報を迅速かつ適時に共有することの促進が明示されている(パンデミック協定第 12 条 1 項)。パンデミック協定は、明文で ABS 制度を導入することを規定している。

ABS 制度を実現する PABS 文書は、パンデミック協定の附属書として作成されることが予定されている(第 12 条 2 項)。すなわちパンデミック協定を「署名のために開放する」ための前提条件として、「(パンデミック) 協定第 12 条 2 項に規定される附属書(PABS 文書)」を WHO 総会で採択することが求められている(第 31 条 2 項)。

3-8 まとめ

WHO の発足以降、GISN の下で、病原体等は「共有物(res communis)」として、自由なアクセスが認められていた⁶⁶。しかし天然資源に対する恒久主権概念が国際法上確立し、さらに天然資源に対する恒久主権の概念が生物多様性条約及び名古屋議定書の成立によって遺伝資源に拡大されて、ABS 制度が確立した。さらに PIP フレームワークによって、ABS 制度がパンデミック・インフルエンザ・ウイルスに拡張された。しかし、ABS 制度はパンデミックのような緊急時での対応としては十分に機能しているとはいえなかった。COVID-19 のパンデミックではワクチン配給の不均衡が指摘された。これを受けて、パンデミック協定には ABS 制度が導入された。

次章では、様々な規範として存在する ABS 制度を分類・分析するフレームワークを検討する。

4 ABS 制度を分析するためのフレームワーク

4-1 ABS 制度を構成する要素

ABS 制度を構成する規範を大きく二つに分解すれば、①遺伝資源等へのアクセスに関する部分と、②利益配分に関する部分に大別される。

前者のアクセスのルールは、遺伝資源等が提供者から提供され、利用者の利用に供されるためのルールである。

後者の利益配分のルールは、遺伝資源等の提供を受けた利用者が、提供者又は利益配分メカニズムに対して利益配分を行うためのルールである。

⁶¹ A/70/723 (9 February 2016), pp.19, 65-66, Recommendation 15. See Burci, *supra* note 16, p.501.

⁶² Burci, *supra* note 16, p.501.

⁶³ Eccleston-Turner と Rourke によれば、2020 年 1 月 10 日、SARS-CoV-2 の最初の遺伝子配列を中国の研究者がインターネット上に公開した。同月 12 日ごろ、中国は WHO に遺伝子配列を正式に共有した。しかし、ウイルスの物理的な検体の共有は迅速には行われなかった。Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p. 439.

Eccleston-Turner と Rourke によれば、SARS-CoV-2 の最初に広く共有された物理的な検体は、2020 年 1 月末にオーストラリアの研究者によって WHO および世界中の臨床研究者に提供された。感染が世界中に急速に広がると、各国は自国民から直接ウイルスの検体入手できるようにな

った。Ibid., p.439.

⁶⁴ たとえば以下の文献を参照。

The Independent Panel for Pandemic Preparedness and Response, *COVID-19: Make it the Last Pandemic* (2021), pp.4-5, 11; World Health Organization, *10 proposals to build a safer world together Strengthening the Global Architecture for Health Emergency Preparedness, Response and Resilience* (2022), pp. iv, 1-3.

⁶⁵ Halabi, *supra* note 38, p.37. See also Aziza Ahmed & Jason Jackson, “Global public health”, in *Research Handbook on Third World Approaches to International Law (TWAIL)* (Antony Anghie et al. eds., 2025), pp.573-580, 578-580.

⁶⁶ 前述 3-2 を参照。西村・前掲注(32)1108 (2568)頁。

4-2 ABS 制度を構成する規範の多様性

アクセス及び利益配分のメカニズムは、国際法、国内法、契約的枠組み、さらにはソフトローや実務慣行など、多様な規範の組合せによって構成されている。そのため、単一の法体系に統合されるものではなく、複数の規範レベルにまたがる分散的な構造を有している⁶⁷。

ABS 制度を規律する規範は国際法上の拘束力を有しないこともある。たとえば GISRN や PIP フレームワークは、国際法上の拘束力を有せず、WHO 憲章上は第 23 条の勧告にあたるとされる⁶⁸。たとえそれらの規範が国際平面で法的拘束力を有しないとしても、国内法や各種の法的文書によって実効性が担保されることは可能である⁶⁹。

たとえば生物多様性条約 15 条 4 項や第 16 条では、「相互に合意する条件(mutually agreed terms)」という用語も用いられている。これらは条約に基づいてなされる契約のことを想定していると考えられる。

また、たとえば PIP フレームワークについて、Burci は、同フレームワークが形式的には拘束力を持たないものの、その規定は極めて明確かつ詳細であり、WHO に対して遵守と説明責任を確保し、再検討および規範発展過程を管理する強い権限を付与していると指摘する。それゆえ PIP フレームワークは、多くの点において集団行動の問題に対する革新的な規範的アプローチ(innovative normative approach)の一例として位置づけることができるとする⁷⁰。Gostin も PIP フレームワークにおいて、契約法を遵守の手段とすることが、国際法において顕著に革新的であり、他に例を見ない可能性があるとして評価している⁷¹。

先に述べたように、ABS 制度は複数のルールから構成されるが、いずれの規範がどの構成ルールを規律するかは、制度の種類によって異なる。そのため、①ABS 制度のフレームワークを構成する規範、②遺伝資源等の提供者・利用者の利用条件を具体的に定める規範など、個々の規範の拘束力や重要性は制度ごとに異なる。

たとえば ABS 制度において用いられる法的文書

には、①遺伝資源等の利用者が、遺伝資源等の提供者と締結する文書の場合と、②ABS 制度の国際平面での実施機関と遺伝資源等の利用者が締結するものがある。また法的文書には、①名古屋議定書のように事案ごとに当事者が作成するものと⁷²、②ITPGRAFA や PIP フレームワークのようにあらかじめ定型の(standard)モデル契約が用意されているものがある⁷³。

ABS 制度の規範的特徴は、国際平面、国内平面、さらには個別の法的文書や契約といった異なる階層における規範が、各 ABS 制度によって異なる役割と重要性を与えられつつも、相互に関連しながら制度全体の実効性を担保している点にある。こうした点が、ABS 制度の問題を複雑かつ理解しにくいものとしている。

4-3 ABS 制度間の抵触と序列

ABS 制度は、複数の法領域にまたがって存在している。それゆえ、ABS 制度相互の抵触や序列が問題となる。

多様な ABS 制度の中で、特に分野横断的に ABS 制度のフレームワークを規定する規範として重要なのは、生物多様性条約と名古屋議定書である。当該規範は、①国際平面で拘束力を有する条約であり、②当該規範の規律対象は、生物の多様性の構成要素については自国の管轄の下にある区域だけを対象とするものの、自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動についてはいずれの国の管轄にも属さない区域も含むため最も広範であり(第 4 条)⁷⁴、③抵触規定からしても、他の条約等に優位する規範であるためである(第 22 条 1 項)⁷⁵。

それゆえ、それら以外の ABS 制度を規制する規範は、生物多様性条約と名古屋議定書との抵触を回避するため、名古屋議定書に規定された「専門的な国際文書」(specialized international

⁶⁷ Burci, *supra* note 16, p.499. それゆえパンデミック協定も多様な規範を規定中に含んでいる。後述 6-1 (C)を参照。

⁶⁸ Brigit Toebes, “Global health law: defining the field”, in *Research Handbook on Global Health Law* (Gian Luca Burci & Brigit Toebes eds., 2018), pp.2-23, 12-13.

⁶⁹ 国際保健に関する規範が、国際平面で必ずしも拘束力を有しないのは、歴史的に保健分野が国内問題として扱われてきたことが一因である。Burci, *supra* note 16, p.492.

⁷⁰ Burci, *supra* note 16, p. 523.

⁷¹ Gostin, *supra* note 46, p.169.

⁷² 後述 5-2 を参照。

⁷³ 後述 5-3 を参照。

⁷⁴ 生物多様性条約第 22 条 2 項は海洋環境については例外を認める。「締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。」

⁷⁵ 「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。」

instrument: SII) (名古屋議定書第4条4項)として自らを位置づけようとする⁷⁶。

また同議定書第8条(b)は「人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態であると国内で又は国際的に認められた事態に妥当な考慮を払うこと」と規定している。同規定に基づいて生物多様性条約・名古屋議定書の例外としてそれ以外のABS制度を位置づけることも可能である⁷⁷。

5 具体的なABS制度の諸類型

本報告では、ABS制度の類型について、便宜上、以下の四つに分けて説明する。すなわち、①遺伝資源等への自由なアクセスを認める類型(タイプA)、②遺伝資源等に対する国家の主権的権利を認める類型(タイプB)、③折衷型(タイプC)、④国家の管轄に属さない区域の遺伝資源等を国際社会の共有物とする類型(タイプD)である。

5-1 遺伝資源等への自由なアクセスを認める類型(タイプA)

最初のタイプAは遺伝資源等への自由なアクセスを認めるタイプである。たとえば、WHOとの関係ではGISRSが作成される以前のGISNがある。

本類型は、アクセスのみを規律しており、利益配分制度を有しておらず、厳密に言えばABS制度ではない。病原体等を国際社会の共有物(res communis)としての法的性格⁷⁸またはパブリック・ドメイン(public domain)としての法的性格⁷⁹を有すると想定している制度である。

それゆえこの制度では、パンデミック時における病原体物質の越境移動の問題は⁸⁰、生じない可能性がある⁸¹。

(A) WHOのグローバル・インフルエンザ監視ネットワーク(GISN)

WHOのグローバル・インフルエンザ監視ネットワーク(GISN)(現在のGISRSの前身である)は、1952年から存在してきた⁸²。GISNの枠組みの下

⁷⁶名古屋議定書第4条4項との関係において、PIPフレームワークを同議定書第4条4項の「専門的な国際文書」と位置付けるかが議論されたが、そのような明示は最終的に採用されなかった。Gostin, *supra* note 46, pp.167-168.

⁷⁷ただしBurciは、生物多様性条約や名古屋議定書との関係がいまだ明確に整理されていないため、病原体共有をめぐる法的枠組みには依然として不確実性が残されているとする。Burci, *supra* note 16, p.500.

⁷⁸ 前述2-2を参照。

で行われてきたウイルス共有慣行は、数十年にわたって非公式に発展してきた⁸³。GISNの全体的な目的は、インフルエンザ・パンデミックの早期警戒を提供することであり、製薬会社等と連携することで、インフルエンザ・パンデミックがもたらす壊滅的な結果に対応し回避するための医薬品対策の準備を可能とすることを企図している⁸⁴。

ただしGISNにおいては、ウイルス検体の提供者、GISNに参加する各研究所(国立インフルエンザセンター(NIC)等)、およびGISNからウイルス検体を受領する第三者の権利および義務は、個々の研究所の業務範囲規定(Terms of Reference)を超えて、明確かつ完全に定義されていたわけではなかったとされる⁸⁵。

また同制度ではABS制度のうち利益配分にあたる部分は存在しない。

5-2 遺伝資源等に対する国家の主権的権利を認める類型(タイプB)

二番目の類型は、生物多様性条約及び名古屋議定書で規定されたように、遺伝資源等に対する国家の主権的権利を認めるものである。本類型は遺伝資源等について国際社会の共有物(res communis)としての特性を否定し、国際社会の公共物(res publica)としての特性も否定する。

遺伝資源等に関するアクセスと利益配分の制度(ABS制度)は、生物多様性条約によって導入された。遺伝資源等のアクセス・利用にあたっては、「情報に基づく事前の同意(Prior Informed Consent: PIC)」と「相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms: MAT)」が必要となる。それゆえ、本制度は、主に国内法とMAT(契約)を通じて実施される。

(A) 生物多様性条約/名古屋議定書

生物多様性条約及び名古屋議定書に導入されたABS制度は、遺伝資源について提供国の主権的権利を基礎として、国内法によってPIC(事前同意)を含むアクセス規制を構築したうえで⁸⁶、MAT(相互合意条件)を含む当事者間での契約関係を前提にしている(生物多様性条約第15条)⁸⁷。

⁷⁹ 後述5-3(A)を参照。

⁸⁰ パンデミック時における病原体物質の越境移動問題については、前述2-1を参照。

⁸¹ Abbott, *supra* note 3, p.7.

⁸² Burci, *supra* note 16, p.499; Rourke, *supra* note 30, p. 93.

⁸³ Rourke, *supra* note 30, p. 94.

⁸⁴ *Ibid.*

⁸⁵ Rourke, *supra* note 30, p. 94.

⁸⁶ Halabi, *supra* note 38, p.39.

⁸⁷ Chiarolla, *supra* note 38, pp. 222-224.

名古屋議定書の締約国は、国内法を通じて生物多様性条約第 15 条を実施する義務を負う⁸⁸。遺伝資源の提供国は、自国の領域内でアクセスされるあらゆる遺伝資源について、国内法に従い事前の同意 (PIC) に基づくアクセスを確保し (第 6 条 1 項)、遺伝資源の利用国は、当該遺伝資源が提供国の国内法に従って適法に取得されたものであることを確保しなければならない (第 15 条 1 項)。また、遺伝資源へのアクセスおよびそれに伴う利益配分の条件は、相互に合意された条件 (MAT) に基づいて定められる (第 6 条 3 項(g))。

生物多様性条約及び名古屋議定書の ABS 制度における各アクターの役割を説明すれば、①提供国 (Provider Country) は、国内措置を通じて PIC 制度及び MAT 手続を整備する (生物多様性条約第 15 条 1 項、同条 4 項、同条 5 項、名古屋議定書第 6 条 1 項、同条 3 項、第 7 条)。また

「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター (ABS 情報交換センター、ABS クリアリング・ハウス)」 (ABS-Clearing House: ABSCH) を通じて自国の制度や許可情報を公開する (名古屋議定書第 14 条)。さらに利用者と提供者との間で、MAT に基づき、遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分されるよう措置をとる (名古屋議定書第 5 条 1 項、3 項)。

②利用者(user)は、提供国の国内法に従って情報に基づく事前の同意 (PIC) を取得し、提供国や先住民・地域共同体と相互に合意する条件

(MAT) を締結し (生物多様性条約第 15 条 4 項、同条 5 項、名古屋議定書第 6 条、第 7 条)、同条件を遵守して遺伝資源を利用し、MAT に従って利益配分を実施することが求められている (名古屋議定書第 5 条 1 項)。締約国は、利用者がこれらの PIC 及び MAT を遵守することを確保するために、利用者に対して適当な国内措置をとる義務を負う (名古屋議定書第 15 条)。

③利用国 (User Country) は、自国の利用者が提供国の PIC 及び MAT を遵守するよう国内措置によりこれを確保し (名古屋議定書第 15 条 1 項、同条 2 項)、特許庁や研究資金機関等などの「指定された確認のための機関(チェックポイント)」で PIC・MAT 及び遺伝資源利用に関する情報を収集し (名古屋議定書第 17 条)、契約不履行があれば国、司法的救済や執行手段へのアクセスを確保する (名古屋議定書第 18 条 2 項、同条 3 項)。

④国際平面での実施メカニズムとしては ABS 情報交換センターをおき、透明性の確保や情報共有を実施している (名古屋議定書第 14 条)。また報告制度を通

じて全体の履行状況が把握・検討され (名古屋議定書第 29 条)、締約国会議においてその実施状況が検討される (名古屋議定書第 26 条)。

5-3 折衷型 (タイプ C)

以上述べた二つの立場の間に、ABS 制度を導入しつつも、アクセスの対象を絞ったうえで、定型化された契約モデルを利用することで、契約手続を簡略化し、アクセスと利益配分の方法を一般化したタイプが存在する。すなわち、①食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) と②PIP フレームワーク (PIP フレームワーク) と世界インフルエンザ監視対応システム (GISRS) である。

(A) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA)

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGRFA) の ABS 制度は、「多数国間の制度」 (Multilateral System: MLS) と呼ばれる (ITPGRFA 第 10 条乃至第 13 条)。

ITPGRFA の ABS 制度では、①遺伝資源へのアクセス(取得)について、利用者は遺伝資源提供国と個別に交渉を行うのではなく、締約国が提供した遺伝資源を、多数国間制度 (MLS) から取得できるようにし (第 10.2 条、第 12 条)、②遺伝資源を利用する際に用いられる契約書についてはあらかじめ理事会が採択した定型の素材移転契約 (Standard Material Transfer Agreement: SMTA) が用いられる (第 12.4 条)。それゆえ、各国が個別に交渉を行うのではない。③利益配分は、理事会が設置した利益配分メカニズムを通じて行われ、一定の場合には利用者が基金への支払義務を負う (第 13.2 条 (d)(ii)、第 19.3 条(f))⁸⁹。

ITPGRFA は、多国間システムに提供された遺伝資源が「公共のもの(public domain)」に属し (第 11.2 条)、提供された遺伝資源そのものについては知的財産権を主張してはならないことを規定している (第 12.3 条(d))⁹⁰。ただし、ここでいう「公共のもの」は一般的な意味での自由利用可能な領域を意味するものではない。提供された遺伝資源そのものについての知的財産権の主張が禁じられ、その利用は理事会が採択した定型の素材移転契約 (SMTA) によって制度的に制約されている⁹¹。なお派生物については条件付きで知的財産権の取得

⁸⁸ Halabi, *supra* note 38, p.40.

⁸⁹ Standard Material Transfer Agreement, ITPGRFA Governing Body Res. 2/2006, Annex 2 (6-10 November 2006).

⁹⁰ Abbott, *supra* note 3, p.5.

⁹¹ Standard Material Transfer Agreement, *supra* note 89. See Abbott, *supra* note 3, p.6.

が認められている(第12.3条(d)の反対解釈による)。

(B) 世界インフルエンザ監視対応システム(GISRS)とPIPフレームワーク(PIPF)

2011年にWHO総会はPIPフレームワーク(PIPF)を、法的拘束力を有しない勧告として採択した⁹²。同フレームワークの目的は、WHOの世界的インフルエンザ監視対応システム(WHO GISRS)を改善し強化することによって、パンデミック・インフルエンザへの備え及び対応を改善し、パンデミック・インフルエンザに対する防護を強化することにある(第2.1条)⁹³。

PIPフレームワークは、WHO加盟国に対して、H5N1等の人間のパンデミック発生可能性を有するインフルエンザ・ウイルスである「PIP生物材料」(PIP biological material)を、GISRSの関連機関に、迅速かつ体系的に(in a rapid, systematic and timely manner)、可能な限り(as feasible)提供することを求めている(第5.1.1条)⁹⁴。また、PIPフレームワークの対象は、有体のPIP生物材料に限られず、遺伝子配列データ(Genetic sequence data)も共有されるべきとされる(第5.2条)⁹⁵。

PIPフレームワークでは、病原体の移転(アクセス)およびそれに付随する利益配分を規律するために、(生物多様性条約・名古屋議定書とは異なり)2つの定型の標準材料移転契約書

(Standard Material Transfer Agreements: SMTA)があらかじめ定められている⁹⁶。すなわち、①GISRS内の他の研究所への移転のための第一標準材料移転契約書(SMTA1)(第5.4.1条及び附属書1)と②製薬会社を含む第三者への転送を対象とする第二標準材料移転契約書(SMTA2)(第5.4.2条及び附属書2)である⁹⁷。

PIPフレームワークにおける利益配分システムは複数の要素から構成されるが、その中核として①資金拠出(第6.14.3項)と②SMTA2に基づく利益供与が位置づけられている⁹⁸。すなわち、①インフルエンザワクチン、診断薬及び医薬品の製造業者が、WHOのGISRSを利用する対価として、その年間運営費の約50%に相当する拠出を行う(第6.14.3項)。また、②これとは別に、SMTA2

に基づき、受領者(とりわけ製造業者)は、ワクチン寄贈、割当、ライセンス供与等の利益供与措置について、複数の選択肢の中から一定のコミットメントを選択して履行することが求められる(SMTA2第4.1.1)⁹⁹。

これらの契約により、製造業者はPIP生物材料へのアクセスを得る一方で、SMTAに基づき、ワクチン提供等の形で途上国への利益供与を行うこととなる¹⁰⁰。ただしPIPフレームワークは、医薬品等の製造業者に対してSMTAに基づく利益提供(資金拠出やワクチン供与等)を義務付ける一方で、先進加盟国に対しては途上国への具体的な利益提供を求める規範を設けていない¹⁰¹。

PIPフレームワークのうち、SMTA1では、WHOが構成するGISRSの研究機関間の制度的枠組みに基づき、PIP生物材料の提供者である研究機関と当該材料を受け取る研究機関との間でやり取りがなされるため、国家間の直接的な合意を必要としない。もっともSMTA2の枠組みは、WHOと製造業者等の間での契約となるため、受領者は複数の利益配分措置の中から選択的に義務を負う仕組みであり、パンデミック発生時に利益の確実な履行を確保する上で、必ずしも十分ではないとの批判がある¹⁰²。

5-4 国家の管轄に属さない区域の遺伝資源等を国際社会の共有物とする類型(タイプD)

国家の管轄に属さない区域の遺伝資源を対象として、遺伝資源等への自由なアクセスを確保しつつ、利益配分を実現する類型がタイプDである。

たとえばBBNJ協定では、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源(MGRs)に関し、締約国は、まず当該資源に関する活動(採取を含む)を前提として制度の適用を受けるとする(第11条3項)。締約国は、活動の開始6カ月前までに第51条が規定する「情報交換の仕組み」に対して、活動の関連情報を通知する(第12条第1項、同条2項)。情報交換は、BBNJ標準バッチ識別記号によって行う(第12条3項)。

その上で、締約国は、当該活動の透明性を確保す

⁹² PIP Framework, *supra* note 9.

⁹³ Chiarolla, *supra* note 38, p. 232.

⁹⁴ Burci, *supra* note 16, p.499; Rourke, *supra* note 30, p. 94.

⁹⁵ ただし利益配分を規定するSMTAの対象としては有体のPIP生物材料を中心とする。Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p.440.

⁹⁶ Burci, *supra* note 16, p.499; Gostin & Fidler, *supra* note 49, p. 200.

⁹⁷ Chiarolla, *supra* note 38, p.232; Rourke, *supra*

note 30, p. 94.

⁹⁸ Gostin & Fidler, *supra* note 49, p.201.

⁹⁹ 受領者のコミットメントの例としては、ワクチンの寄贈(パンデミック時の一定割合第4.1.1条(A))、低価格による供給、抗ウイルス薬の寄贈、技術移転、ライセンス供与等がある。Rourke, *supra* note 30, p. 94.

¹⁰⁰ Gostin & Fidler, *supra* note 49, p.201.

¹⁰¹ *Ibid.*, p.201.

¹⁰² Rourke, *supra* note 30, p. 96.

るため、海洋遺伝資源およびこれに関連するデジタル配列情報 (DSI) に関する情報を通報する義務を負う (第 12 条)。

締約国は、自国の管轄又は管理の下にある自然人又は法人による海洋遺伝資源および関連するデジタル配列情報 (DSI) の利用に関する情報について、これが提供されることを確保する義務を負う (第 14 条 3 項)。

また、締約国は、当該メカニズムに登録された情報に対してアクセスすることができる (第 14 条 4 項)。

利益配分については、非金銭的利益配分 (第 14 条 2 項) と金銭的利益配分 (第 14 条 5 項～7 項) に大別される。締約国は、海洋遺伝資源の利用から生じる利益について、公正かつ衡平な配分を確保する義務を負う (第 14 条 5 項)。利用による利益配分については、金銭的利益配分の方法について、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、締約国会議が決定する (14 条 7 項)。さらに、これらの制度を支えるため、先進国締約国が、特別基金に年次拠出金を支払うことを求めている (第 14 条 6 項)。

5・5 まとめ—ABS 制度の諸類型がパンデミック協定 PABS 文書に与える示唆

以上の四種類の ABS 制度が、パンデミック協定の附属書である PABS 文書のモデルとなるのかを検討する。

遺伝資源等への自由なアクセスを認めるタイプ A は、実際に発生したパンデミックに対し、事象に迅速に対応するという観点からは望ましい。他方で、遺伝資源等へのアクセスと、事象に対応するための用品やサービスの衡平な (equitable) 配分の確保とが求められる。そのため、グローバル・サウスからは利益配分を求める批判が提起されることになる。

もっとも、タイプ A を実現するためには、パンデミック協定および PABS 文書を新たに作成なくとも、現行の IHR の解釈上も一定の根拠を見出し得るが、その義務は明確ではなく、実効性は

当事国の協力に依存していることから、運用改善や制度改正による対応の余地が論理的には想定される¹⁰³。

現実には、2020 年以降の COVID-19 へのワクチン対応は、ABS 制度の仕組みで対応したものではなかった¹⁰⁴。Eccleston-Turner と Rourke は、COVID-19 対応において、SARS-CoV-2 の検体へのアクセスおよび関連する利益配分に関する法的立場は不明確であったと指摘する¹⁰⁵。

遺伝資源等に対する国家の主権的権利を認めるタイプ B は、生物多様性条約及び名古屋議定書で実現されており、パンデミック協定交渉においても、いわゆる「衡平(equity)」を重視する国々が主張してきた¹⁰⁶。

しかしタイプ B は、パンデミックへの迅速な対応という観点からは課題も多い¹⁰⁷。たとえば COVID-19 への対応を検討した IHR の検討委員会は、パンデミックへの対応の観点からすれば、パンデミックの初期段階における病原体等への迅速なアクセス確保の重要性が指摘されるとともに¹⁰⁸、アクセスと利益配分を取引の手段

(transactional manner) として用いることには懸念があった¹⁰⁹。また病原体等へのアクセスと、それらから得られる利益配分との間に、純粋に二者間関係のみ (purely bilateral relationship) を想定することは、世界的な対応にとって有害であるとする。それよりも、事前に取り決められた多国間モデルを用いて情報への迅速なアクセスと利益への公正かつ適時で衡平なアクセスを義務付ける方が一層有用であるとする¹¹⁰。さらに Eccleston-Turner と Rourke は、パンデミックのような国際保健の緊急時においては、ABS 制度が十分に機能し、利益配分された例は乏しいとする¹¹¹。

もっとも、タイプ B を志向するのであれば、パンデミック協定を成立させなくとも、生物多様性条約および名古屋議定書に基づき、地域的または二国間の ABS 制度を構築することによって、制度設計は可能ではないかと考えられる。

折衷型であるタイプ C については、パンデミッ

¹⁰³ Abbott, *supra* note 3, p.9. COVID-19 の反省をうけた IHR の改正提案において締約国に対し微生物・遺伝物質・サンプルの提供 (いわゆる病原体共有) を求める義務的規定を導入する案が含まれていた。しかしこれについては実務的・法的課題も指摘されており、加盟国間で見解が分かれた。A/WGIHR/2/5(6 February 2023), Annex, p.39.

¹⁰⁴ 前掲注 (63) を参照。

¹⁰⁵ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p. 439.

¹⁰⁶ *Ibid.*, p. 441.たとえば 2025 年 9 月に開催された IGWG に提出された原案のうち、衡平グループ (Group of Equity) が提出した Outline & Key

Elements for Annex on WHO Pathogen Access and Benefit Sharing System (PABS System) を参照。

¹⁰⁷ 前掲注 (13) を参照。

¹⁰⁸ Report of the Review Committee regarding amendments to the International Health Regulations (2005), A/WGIHR/2/5 (6 February 2023), Annex, p.7.

¹⁰⁹ *Ibid.*, p.70.

¹¹⁰ *Ibid.*, p.18.

¹¹¹ Eccleston-Turner & Rourke, *supra* note 13, p.434.

ク・インフルエンザに関して、すでに PIP フレームワークが存在する。問題は、この PIP フレームワークの対象をパンデミック・インフルエンザ以外の病原体等に拡大することが可能かどうかにある。たとえば IHR の検討委員会は、エボラ出血熱への対応への反省から、生物学的検体や遺伝子配列データの共有の拡張を提言している¹¹²。また Burci は、病原体等の共有について、適切に設計された枠組み条約 (properly-designed framework convention) が有効な法的手段となりえらとしつつも、PIP フレームワークのモデルをより広範な病原体群へと将来的に発展させることが、相反する利益を持つ多様なステークホルダーの参加を確保しながら世界的な保健の価値を支える共通基盤の形成に資するとする¹¹³。

タイプ D は国家の管轄に属さない区域の遺伝資源等を前提とし、その利益配分は、非金銭的利益を中核としつつ、金銭的利益を補完的に組み込む二層構造を採用している。それゆえ遺伝資源等の通報の対価として利益配分を想定していない。もし遺伝資源等へのアクセスと利益配分が切り離せるのであれば、実はタイプ A に近い。ただ国家の管轄外にある国際公域の議論を、そのまま国家の管轄下の活動に利用できるか不明である。

6 パンデミック協定の PABS 文書について

6-1 パンデミック協定に規定された ABS 制度

COVID-19 への対応の反省のもとに、2025 年にパンデミック協定が作成された¹¹⁴。パンデミック協定 (WHO Pandemic Agreement) はアクセス及び利益配分のシステムの設置を予定している。またそのための PABS 文書は、パンデミック協定の附属書として作成される (第 12 条 2 項)。

(A) PABS 制度の対象

パンデミック協定で PABS 文書の対象は、パンデミックを引き起こす可能性のある病原体の「物質及び配列情報 (PABS Materials and Sequence Information)」 (第 12 条 1 項) を対象とする。

(B) 病原体アクセスと利益配分

パンデミック協定は病原体アクセスと利益配分 (Pathogen Access and Benefit-Sharing: PABS) について、以下の通り規定する (第 12 条)。

締約国は、①パンデミックを引き起こす可能性のある病原体の物質及び配列情報の迅速かつ適時の提供、並びに、PBAS 物質及び配列情報の公衆衛生上の目的のための共有又は利用から生ずる利益の対等な立場での迅速、適時、公正かつ衡平な配分を促進することの重要性を強調して、「WHO 病原体アクセス及び利益配分制度 (PABS 制度)」を設置する (第 12 条 1 項)。

アクセスと利益配分については、PABS 制度の作成にあたって、PABS 物質及び配列情報の利用におけるトレーサビリティとデータのオープンアクセスについて扱うとされ (第 12 条 3 項)、第 12 条 2 項に規定する PABS 文書が、PABS 物質及び配列情報の迅速かつ適時の共有、並びに、共有又は利用から生ずる金銭的及び非金銭的利益の台頭な立場での迅速、適時、公正かつ衡平な配分を規定するものとされた (第 12 条 5 項 (a))。

特にパンデミック時の利益配分については、参加製造業者 (participating manufacturer) は、WHO と法的拘束力のある契約を締結し、パンデミック緊急事態の原因となる病原体に対するワクチン・治療薬・診断薬 (vaccine, therapeutic, diagnostic: VTD) のその時点の生産量 (real time product) の 20% を目標に、WHO に提供する (第 12 条 6 項 (a))。ただし、(1) その時点での生産量の 10% 以上を WHO に無償で提供することとし、(2) その時点での生産量の 20% から無償提供分を差し引いた残余部分については、WHO が手頃な価格で入手できることを確保する (各参加製造業者の性質および能力に応じて対応する) (第 12 条 6 項 (a))。

(C) PABS 制度に関する規範

パンデミック協定では、PABS 文書の規定内容について、WHO と交わす契約に以下の内容を含むとする。すなわち、①能力構築及び技術支援、②研究開発における協力、③VTD の迅速な入手の促進、④途上国の VTD の製造者への非独占的ライセンスの供与、⑤当事者間で相互に合意するその他の方法による技術移転に関する規定も含まれる、とする (第 12 条 8 項)。

パンデミック協定においても多様な規範の利用が想定されている。たとえば、①パンデミック協定と一体であり、条約としての拘束力を有する附属書としての PABS 文書、②ABS について WHO と締結する法的拘束力を有する契約 (第 12 条 6 項 (a)、同条 7 項、同条 8 項)、③相互に合意される同意

¹¹² A69/21, *supra* note 60, paras. 66–67, 174–175. See Burci, *supra* note 16, p.501, footnote 45.

¹¹³ Burci, *supra* note 16, p.523.

¹¹⁴ Pandemic Agreement, *supra* note 1.

(terms as mutually agreed)) (たとえば4条5項、脚注8¹¹⁵など)、など多様である。

それゆえ今後のPABS文書をめぐる交渉において、いずれの文書中に利益配分の具体的内容が明記されるか注目される。

(D) 他の規範との関係（規範の相互関係）

生物多様性条約・名古屋議定書とパンデミック協定との関係について、パンデミック協定は条文中で言及している。パンデミック協定の位置づけを、生物多様性条約と名古屋議定書第4条4項に定められた国際協定(specialized international instrument: SII)とすることにより(パンデミック協定第12条4項)、パンデミック協定を名古屋議定書のABS制度の例外としている¹¹⁶。

なおパンデミック協定を、名古屋議定書との関係でどのように位置づけるかは、名古屋議定書の問題でもある。そして、生物多様性条約・名古屋議定書のCOP/MOP等が、パンデミック協定について「専門的な国際文書」(SII)であると宣言することは可能であろう。ただし同宣言が条約改正と同等の効果を有するのではなく、非締約国や不同意国に対して当然に対抗力を有するわけでもない。さらにパンデミック協定をもって、生物多様性条約や名古屋議定書の非締約国に義務を課すことはできない(パンデミック協定第12条4項第2文)。

またPABS文書とPIPフレームワークとの関係については、PABS文書の作成にあたり、PIPフレームワーク等の措置及び義務を補完するものであり、これと重複しないこととされた(第12条5項(d)(i))。

パンデミック協定は生物多様性条約・名古屋議定書以外の規範との関係について、①国連憲章とWHO憲章の優位性を規定し(第24条1項)、②IHRを含む他の国際協定との両立するように解釈するものとし(同条2項)、③パンデミック協定が他の国際協定及び法的文書(international agreements and legal instruments)から生ずる権利義務を害しないとする(第24条3項)。これに対して、名古屋議定書においては、国際文書(international instrument)と国際平面の文書に限定されていた(第4条3項)ことと比較すれば、パンデミック協定の法的文書は、国際平面に限定されない可能性がある。

6-2 交渉中のPABS文書案中のABS制度

本報告では、現在交渉中のPABS文書について、A/IGWG/3/3(29 October 2025)を例として分析する。

(A) 他の規範との関係（規範の相互関係）

パンデミック協定とPABS文書は、WHO憲章、パンデミック協定に加えて、国内法や法的文書(legal instrument)を想定する。

PABS文書は、生物多様性条約と名古屋議定書上の専門的な国際文書(SII)であって、生物多様性条約と名古屋議定書の目的と適合しており反するものではない(I.A.2.(g)) (パンデミック協定第12条4項も参照)。

(B) 病原体アクセスの対象
アクセスの対象は、PABS物質(PABS Materials)および配列情報(Sequence Information)である(II.A.1.(a))。

(C) 病原体アクセスの方法
PABS物質は、WHO調整研究所ネットワーク(WHO Coordinated Laboratory Network)を通じて情報共有する(II.B.1.(a))。

他方で、PABS配列情報については、WHOが認定する配列データベース(WHO recognized sequence database or databases)を通じて行う(II.B.1.(b))。

PABSシステムと共有されるすべてのPABS物質および配列情報には、固有の永続的識別子(unique persistent identifier)が割り当てられる(II.B.1.(d))。

(D) PABS物質および配列情報の利用方法

病原体等を利用する製造者(Manufacturer)は、WHOとPABS契約を締結することによって、PABS物質および配列情報へのアクセスが許される(II.A.1.(b))。

他の参加者は、その性質・能力・PABS物質及び配列情報の利用(based on their nature, capacity and use of PABS Materials and Sequence Information)に応じて、迅速、適時、公正かつ衡平な配分(fair and equitable benefit-

¹¹⁵ パンデミック協定中では、“as mutually agreed”については、脚注8として特に言及されている。

「Footnote 8 For the purposes of the WHO Pandemic Agreement, “as mutually agreed” means willingly undertaken and on mutually agreed terms, without prejudice to the rights and

obligations of the Parties under other international agreements.」ただし同合意が国際平面に限られるのか、または、いかなる主体間のものであるのかは限定されていない。

¹¹⁶ 前述4-2を参照。

sharing)に関する法的に拘束力を有する可能性のある約束(possible legally binding commitments)を行うことが予定されている(II.A.1.(c))。

(E) 利益配分

PABS システムに参加するすべての者は、それぞれの性質・能力・PABS 物質配列情報の利用に応じて引き受けられることとなる「法的拘束力を有する可能性がある利益配分に関する約束(possible legally binding benefit sharing commitments)」について通知を受け取るものとする(II.C.1.)。

6-3 PABS 文書の課題

以下、PABS 文書の交渉において注目される点を指摘する。

(A) アクセスと利益配分を規定する法規範について

PABS 文書中に利益配分に関する規定をどのように定めるかは、現在行われている当該文書の交渉にゆだねられている。本稿執筆時(2026 年 3 月末現在)で、PABS 文書をめぐっては、グローバル・ノースとグローバル・サウスとの間で、特に利益配分をめぐって主張が厳しく対立している状況である。

ただ利益配分の一部についてはすでにパンデミック協定の本文中に存在するため(第 12 条第 6 項)¹¹⁷、PABS 文書においては、同条項の内容を再提示するか、または同条項に言及するだけで、第 12 条第 5 項に示された PABS 文書の要件は充足されることが考えられる¹¹⁸。

また PABS 文書としては利益配分について執りえる選択肢の提示に限定し、詳細は当事者間の合意や将来の MAT や SMTA に委ねることも可能である。利益配分について、提供者と利用者の個別契約によらず、あらかじめ定められた定型の契約に

よって行うとする ITPGREFA や PIP フレームワークで採用されたタイプ C の枠組みは、パンデミック期の迅速な対応という観点からは望ましいと考えられる。課題は対象をパンデミック全体に拡大することが可能であるか否かである。

また、利益配分について、タイプ D で示した BBNJ 協定の形であれば、遺伝資源等への自由なアクセスを認めただうえで、その利用の結果生ずる利益配分を別途行うことも可能となる。

(B) 名古屋議定書と PABS 文書の関係

PABS 文書を、ABS 制度を規律する他の条約、特に生物多様性条約および名古屋議定書との関係でどのように位置づけるのかが注目される¹¹⁹。パンデミック協定は、PABS 文書が生物多様性条約・名古屋議定書の目的に反しないとし、名古屋議定書の第 4 条 4 項に言及している(第 12 条 4 項)。そればかりか、PABS 文書が、生物多様性条約・名古屋議定書の非締約国に対して義務を課しないと規定する(第 12 条 4 項)。名古屋議定書第 4 条 4 項に基づく専門的な国際文書(SII)がパンデミック協定以外に存在する場合、そちらが優先される。

(C) 非締約国との関係

パンデミック協定は、同協定の規定が生物多様性条約及び名古屋議定書の非締約国に対していかなる義務も創設しないとする(第 12 条 4 項)。またパンデミック協定の外で、非締約国と締約国が別の合意をすることを否定していない(パンデミック協定第 24 条 3 項)。それゆえパンデミック協定の締約国と、生物多様性条約・名古屋議定書・パンデミック協定の非締約国との間で ABS 制度に関する合意が存在する場合、PABS 文書よりも、そちらが優先される可能性がある。

PABS 文書の交渉の枠組みを離れて、アメリカが二国間の制度構築の動きをしている¹²⁰(なお、アメ

¹¹⁷ 前述 6-1 を参照。

¹¹⁸ これまで ABS 制度をパンデミック協定に導入することが、パンデミックの阻止という目的に実質的に資するののかについては疑問が示されてきた。たとえば前掲注(110)を参照。Mark Eccleston-Turner and Michelle Rourke, “Common Heritage or Sovereign Resource?”, in Lawson, Rourke & Humphries, *supra* note 3, pp.25-36, p.32. See *supra* note 13. そのため、緊急時対応では、タイプ A で示したように、病原体等へのアクセスと VTD 等へのアクセスを含む利益配分を制度的に切り離すことが望ましいとの見解も理論上、成り立ち得る。もちろんパンデミック協定は、PABS 文書の内容に関する規定を導入しているため(パンデミック協定第 12

条第 5 項)、PABS 文書として病原体等へのアクセスと VTD 等へのアクセスを含む利益配分を切り離すことはできないと考えられる。

¹¹⁹ 前述 4-2 を参照。

¹²⁰ たとえば以下のアメリカの政策が発表されている。

White House, “America First Global Health Strategy – Bilateral Agreements on Global Health Cooperation” (December 4, 2025), available at <https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2025/12/america-first-global-health-strategy-bilateral-agreements-on-global-health-cooperation/> White House, “Bolstering Infectious Disease

リカ外交では、多数国間条約を二国間条約で回避することが行われることがある。

また 2026 年の初頭現在で、アメリカの二国間協定が、事実上の ABS 制度に準じたものとなる可能性があるとの報道がある¹²¹。

(D) パンデミック協定発効までの暫定的措置について

パンデミック協定による PABS 制度が指導するまでの当面の措置として、病原体等へのアクセスの側面に限れば、IHR や PIP フレームワークを含む現行の諸制度の運用によって、相当程度カバーできる可能性がある¹²²。既にパンデミック・インフルエンザについては PIP フレームワークが対象として存在しているため、同フレームワークの対象としていないパンデミック・インフルエンザ以外の病原体についての法的な空白部分をいかに補うかが課題となる。この点、パンデミック協定では、PHEIC 時の IHR に関する利益配分について、WHO と参加製造業者が締結する法的拘束力を有する契約によって規律することを予定していることが注目される（第 12 条第 7 項）。もし当該契約が締結されれば、(当該契約がパンデミック協定の発効を前提としない限り)PHEIC 時の IHR に関する利益配分制度が当該契約によって実現する可能性がある。

E. 結論

PABS 文書中に利益配分に関する規定をどのように定めるかは、現在行われている当該文書の交

渉にゆだねられている。本稿執筆時(2026 年 3 月末現在)で、PABS 文書をめぐっては、グローバル・ノースとグローバル・サウスとの間で、特に利益配分をめぐって主張が厳しく対立している状況であり、PABS 文書の交渉の行方は予断を許さない。いかなる ABS 制度が導入され、それがどのような規範として実現し、運用されていくのか注目される。

G. 研究発表

●鈴木淳一「文化から見た WHO たばこ枠組み条約(FCTC)ー喫煙文化の伝播に由来する非感染性疾患(NCDs)の世界的流行への文化的対応の例としてー」『法学新法』132 卷 11・12 号(2026 年)493-512 頁

H. 知的財産権の出願・登録状況 特になし。

1. 特許取得 該当なし

2. 実用新案登録 該当なし

3. その他 該当なし

Outbreak Prevention and Response in Niger and the Dominican Republic Through the America First Global Health Strategy” (February 27, 2026), available at <https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2026/02/bolstering-infectious-disease-outbreak-prevention-and-response-in-niger-and-the-dominican-republic-through-the-america-first-global-health-strategy/>

¹²¹ たとえば、以下の報道がある。

“US to demand countries share data on ‘pathogens with epidemic potential’ in return for health aid” (Sat 8 Nov 2025 11.00 GMT), available at <https://www.theguardian.com/global-development/2025/nov/08/us-countries-share-data-pathogens-epidemic-potential-health-aid>
“Rising anger over ‘lop-sided’ and ‘immoral’ US

health funding pacts with African countries” (Fri 27 Feb 2026 07.00 GMT), available at https://www.theguardian.com/global-development/2026/feb/27/rising-anger-over-lop-sided-immoral-us-health-funding-pacts-africa-countries?utm_source=chatgpt.com

“December Deals: US Signs Bilateral Health Agreements with 14 African Countries – With Some Key Exceptions” (9 January 2026), available at <https://healthpolicy-watch.news/december-deals-us-signs-bilateral-health-agreements-with-14-african-countries/>
“US Speeds up Signing of Bilateral Health Agreements, DRC Lawyers Challenge Minerals Deal” (2 March 2026), available at <https://healthpolicy-watch.news/us-speeds-up-signing-of-bilateral-health-agreements/>

¹²² 前述 5 - 5 を参照。

